

岐阜県食品安全行動基本計画

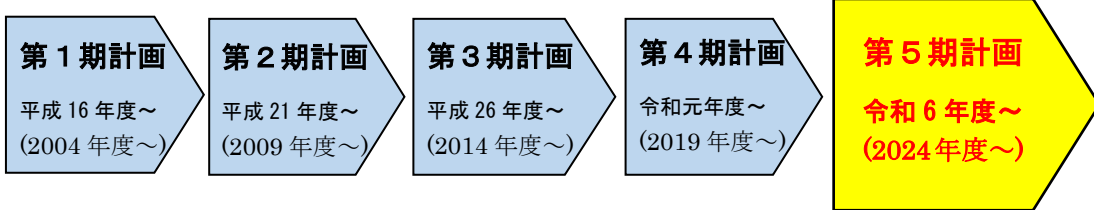
～第5期～

<概要版>

(案)

■ 岐阜県食品安全行動基本計画とは

岐阜県食品安全基本条例第 20 条に基づき、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向や指針、具体的な行動目標を定めるものです。計画期間は 5 年間で、第 5 期は令和 6 年度から令和 10 年度（2024 年度から 2028 年度）までです。



■ 目 標

すべての県民とのコラボレーションにより、
「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指します。

- 安全で 食品等の安全性の確保を目指します。
- 安心な 食品に対する安心感の向上を目指します。
- 将来にわたって . . . 将来にわたる安全な食生活の確保を目指します。



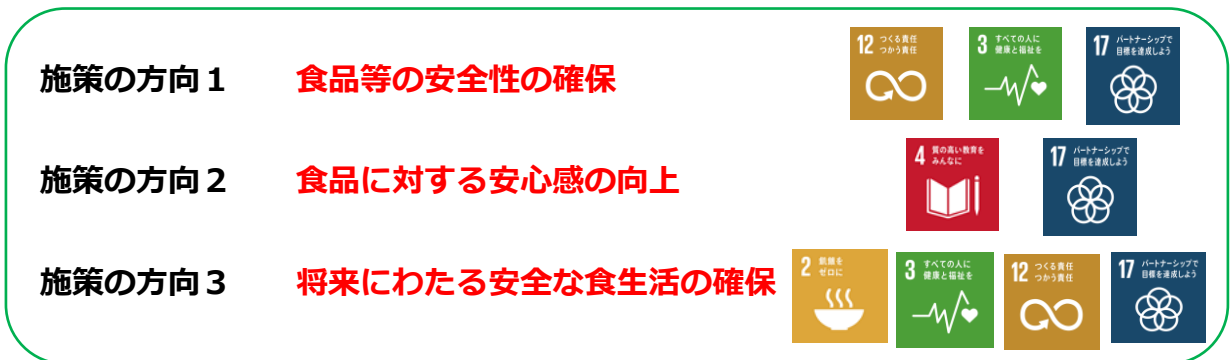
コラボレーションとは . . .

コラボレーションは、「共同作業」という意味です。本計画では、県民、事業者、行政などの異なる立場の人や団体がコラボレーションすることにより、新しい発想や効果が生み出されることを期待します。

■ 施策の方向

目標を実現するため、次の 3 つの方向に向かって施策を展開していきます。

施策の実施にあたって、SDGs の理念を取り入れ、食品の安全性をめぐる広範な課題解決に統合的に取り組みます。



コンプライアンス、HACCP の取組み、監視指導・検査、危機管理体制の構築を推進することにより、食品等の安全性の確保を目指します。

1 コンプライアンスの推進


○コンプライアンスの周知啓発の推進 **重点施策**

食品関連事業者にコンプライアンスに対する意識定着を促し、コンプライアンス体制の構築を促進します。また、コンプライアンスに取り組む食品関連事業者を応援する雰囲気社会を醸成します。

2 HACCP の取組みの推進

○HACCP の適正運用の推進 **重点施策**

すべての食品関連事業者が HACCP に沿った衛生管理を行えるよう支援します。

 HACCP(ハサップ)とは・・・

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で「危害要因分析重要管理点」と訳されています。食品等事業者自らが食中毒汚染菌や異物混入等の危害要因を十分把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程（CCP）を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

県民の皆さんへ

飲食店等において、衛生管理計画と 2 週間分の衛生管理に関する記録表を保健所職員が確認した場合で、その飲食店等が希望する場合に HACCP 導入店ステッカーを配布しています。

HACCP の取組みに、ぜひ関心を持ってください。




3 監視指導・検査の推進

飲食に起因する健康被害を防止するため、営業施設に対する食品・食品添加物・器具及び容器包装の監視指導を行います。

○食中毒対策 **重点施策**

食品関連施設への効果的な監視指導及び県民や食品関連事業者への食品衛生知識の普及啓発を実施することにより、食中毒の未然防止を図り、県民の健康を守ります。特に、公共食等の安全性確保については、衛生管理の徹底を図ります。

 公共食とは・・・

学校、病院、保育所、社会福祉施設等の公共的な機関で提供される給食や、祭りなど各種イベントで提供される食を指します。

○食品表示対策 重点施策

食品表示が適正に行われるよう、事業者に対する監視指導を行うとともに、県民に対して、食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。

4 危機管理体制の構築

食品関連の事故が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、状況の変化に応じてマニュアルの見直しを行うとともに、関係職員に周知徹底を図り、適切な運用に努めます。また、食品関連事業者と食品の危機管理に関する情報の共有を進めます。

施策の方向2

食品に対する安心感の向上

リスクコミュニケーション、食品の安全・安心に関する教育、食の安全に関する各認定制度を推進することにより、食品に対する安心感の向上を目指します。

1 リスクコミュニケーションの推進

県民や食品関連事業者との双方向のリスクコミュニケーションや食品の安全と信頼に関する情報提供、県民の意見の収集・活用を推進します。

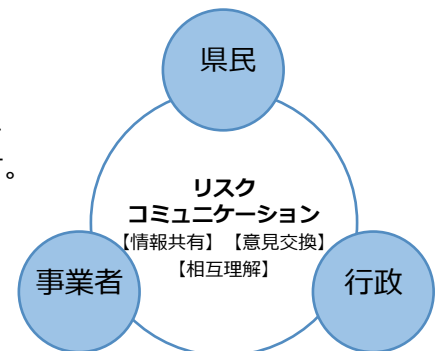
○双方向のリスクコミュニケーション 重点施策

食品安全に関するすべての関係者との双方向のリスクコミュニケーションを通じて、共に食品リスク対策を考えていきます。



リスクコミュニケーションとは・・・

食品の安全性について、県民や食品関連事業者、行政の間で情報共有や意見交換を行い、ともに考えていくことです。



2 食品の安全・安心に関する教育の推進

年代に対応した講習会等の開催による教育を推進し、正しい知識・情報に基づいて食品を判断・選択する能力を持つ消費者の育成を目指します。

○学校等における食品安全教育の推進 重点施策

子どもの頃から食品安全に関する正しい知識を身につけることで、将来、自らが判断し選択できるように教育を行います。

3 食品の安全に関する各認定制度の活用

食品安全に関する県の各認定制度について、事業者や県民にさらに周知し、制度の認知度向上を図るとともに、事業者の各認定取得に向けた取組みを支援します。

◆岐阜県の認定制度

県では、食品安全に関する認定や登録の制度を設けています。認定を受けた事業者については、県のホームページで紹介をしています。ロゴマークもありますので、見かけた際はぜひご利用ください。



岐阜県 HACCP



ぎふ食と健康応援店



ぎふ清流 GAP

施策の方向3

将来にわたる安全な食生活の確保

環境にやさしい農業、地産地消、食品の安全を支える調査研究、食品の安全を守る人材育成などを推進することにより、将来にわたる安全な食生活の確保を目指します。

1 県内産農畜産物の生産・消費の推進

ぎふ農業・農村計画に基づき、環境にやさしい農業への支援や安全な農産物の安定供給に必要な担い手を育成します。また、農業の生産段階における食品安全に対する意識を高め、生産管理強化への取組みを支援します。

2 食品の安全を支える調査研究の推進

農畜産物の生産技術や、食品の安全性に関する調査研究を推進し、その成果を食品安全施策に活用します。また、事業者等からの技術相談を受け付け、技術支援を行うとともに、調査研究の成果についての普及を推進します。

3 食品の安全を守る人材の確保

行政職員の専門性を高めるため、最新の知識や技術の習得機会を設けます。また、食品関連事業者に対し、必要な知識と技術の習得を支援します。

■ 施策体系図

施策の方向	基本的施策	施策
1 食品等の 安全性の確保	1 コンプライアンスの 推進	(1) コンプライアンスの周知啓発の推進 重点施策
	2 HACCP の取組みの 推進	(1) H A C C P の適正運用の推進 重点施策
	3 監視指導・検査の推進	(1) 食中毒対策 重点施策
		(2) アレルゲン対策 (3) 農薬対策 (4) 食品添加物対策 (5) 遺伝子組換え食品対策 (6) 環境汚染物質・環境因子対策 (7) 畜水産物対策 (8) 健康食品対策 (9) 食品表示対策 重点施策 (10) 輸入食品対策 (11) 食品廃棄物対策
4 危機管理体制の構築	(1) 危機管理対策の推進	
2 食品に対する 安心感の向上	1 リスクコミュニケー ションの推進	(1) 双方向のリスクコミュニケーション 重点施策 (2) 食品の安全と信頼に関する情報の提供 (3) 県民の意見の収集と活用
	2 食品の安全・安心に関 する教育の推進	(1) 学校等における食品安全教育の推進 重点施策 (2) 地域社会における食品安全教育の推進
	3 食品の安全に関する 各認定制度の活用	(1) 食品の安全に関する各認定制度の普及 推進
3 将来にわたる 安全な食生活 の確保	1 県内産農畜産物の生 産・消費の推進	(1) 環境にやさしい農業の推進 (2) 地産地消の推進
	2 食品の安全を支える 調査研究の推進	(1) 食品の安全を支える調査研究の推進・活 用
	3 食品の安全を守る人 材の確保	(1) 食品の安全を守る人材育成の推進

■ 食品の安全に関する相談窓口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを受付しています。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284 c11222@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜保健所	058-380-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巣・山県センター	058-213-7268	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111(266)	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111(261)	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011(355)	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111(353)	郡上市
可茂保健所	0574-25-3111(355)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111(357)	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111(253)	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111(324)	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111(353)	下呂市

(岐阜市)

名 称	電話番号等	所管区域
岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市